

第2回の検討委員会に出席できず申し訳ございません。

論点としてお示しいただいた「分野毎に考える、本県の教育と『ウェルビーイング』について」について、少しだけ意見を提出させていただきたいと思います。ご確認の程宜しくお願い致します。

<分野>

インクルーシブ教育・特別支援教育、多様性

○特別支援教育

- ・「障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う」特殊教育から、「障害のある児童生徒まで含めて一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う特別支援教育」(2003年 文部科学省「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告))に転換されました。これについて、ウェルビーイングの実現を目指すという目標はどの児童制度にも共通していることですが、その実現に向けての教育的ニーズは個々に異なるため、そのニーズに応えるために、特に支援が必要な児童生徒が特別支援教育を受けている、というように私は解釈しております。
- ・また、特別支援教育を受けている児童生徒も、当たり前ですが、OECD ラーニング・コンパスにもあるような、知識やスキル、態度・価値観や、コンピテンシーを身に付ける権利があります。
- ・特性がある児童生徒には、その特性にあわせた学びに方法があり、それを支える教職員にも知識や技術等が求められています。山形県では、特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率は毎年度目標を達成されているということは、大変望ましいことです。
- ・しかし、特別支援教育は特別支援学校だけではなく、通常校の特別支援学級や、場合によっては普通学級でも実施されています。今回配布いただいた資料の中で、「7教振に係る各市町村教育委員会教育長の意見概要」の中でも、必要な教員やスクールカウンセラーの措置等が重要というご意見がありますが、私も同感です。

○インクルーシブ教育

- ・昨年9月、障害者権利条約の実施状況について、国連の障害者権利委員会が出した勧告の中で、「障害児を分離した特別支援教育の中止」がありました。
- ・「障害がある子もない子と同じ教室で学ぶ」が条約でいわれているインクルーシブ教育ですが、わが国は、現状の枠組みを維持したままで、個々の教育的ニーズに応えることを進めていく(特別支援学校や特別支援学級など多様な学びの場を充実させる)という方針をとりました。その違いが、今回の勧告につながったと考えられます。
- ・「障害のある子」と「障害のない子」と分けてしまうと、多様性も見えなくなります。そう考えると、条約で言っているインクルーシブ教育は、どの児童生徒にとっても、集団のウェルビーイングを実現するための基礎となるのではないかと思います。
- ・特別支援学校をなくす、ということとはできないと思いますが、「交流及び共同学習」の機会を増やしたり、内容を充実させたりなどを積極的に進めていくことが必要だと思います。

以上